

商標権価値評価書

サンプル — 単一商標 標準ケース

対象商標	登録第0000000号「ABC-PRO」(架空例)
取引形態	個人 → 法人 譲渡
評価基準日	202X年XX月XX日
作成日	202X年XX月XX日

(※実在の商標とは無関係の架空例です)

知育特許事務所

弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)

S A M P L E

目次

本評価書の概要

依頼者 : 株式会社ABCソリューションズ (架空)
評価対象 : 商標1件 (登録第0000000号「ABC-PRO」第9類・第42類)
取引形態 : 代表取締役個人保有商標の法人への譲渡
評価基準日 : 202X年XX月XX日
採用手法 : ロイヤリティ免除法 (RFR法)
作成者 : 知育特許事務所 弁理士 米田 恵太

第1章 評価の概要	4
1.1 評価の目的	4
1.2 評価対象商標	4
1.3 評価基準日・使用資料	4
第2章 対象商標の概要と事業状況	5
2.1 商標の書誌事項	5
2.2 商標の使用態様と事業上の位置づけ	5
2.3 売上推移と市場動向	5
第3章 評価方法	6
3.1 評価アプローチの選定	6
3.2 ロイヤリティ免除法 (RFR法)	6
3.3 ロイヤリティ料率の決定	6
3.4 割引率と評価期間	7
3.5 前提条件	7
第4章 評価の分析と結果	8
4.1 シミュレーション	8
4.2 感度分析	8
4.3 リスク要因の分析と調整後レンジ	8
第5章 税務・法務上の留意事項	10
5.1 譲渡対価の適正性	10

5.2 権利者の課税	10
5.3 消費税の取扱い	10
5.4 商標権移転登録	10
第6章 評価の制限事項・免責	12
別紙1 算定根拠の詳細	13
別紙2 出典・参照文献	14
エグゼクティブサマリー (巻末)	—

第1章 評価の概要

1.1 評価の目的

本評価書は、株式会社ABCソリューションズ（以下「依頼者」）が検討している、代表取締役個人保有の商標権（以下「対象商標」）の依頼者法人への譲渡にあたり、税務上の説明根拠および適正な譲渡対価の決定に資する参考資料として、対象商標の経済的価値を算定することを目的とする。

本評価は、将来の税務調査等において、譲渡価格が「寄附金（低額譲渡）」または「役員給与（事前確定届出のない賞与等）（高額譲渡）」に該当しないことを示すための疎明資料として活用されることを想定している。

1.2 評価対象商標

項目	内容
登録番号	商標登録第0000000号
商標	「ABC-PRO」（標準文字）
権利者	個人（依頼者の代表取締役）
指定商品・役務	第9類「コンピュータプログラム」、第42類「ソフトウェアの設計・開発」
登録日	20XX年XX月XX日
更新期限	20XX年XX月XX日（次回更新まで約X年）

1.3 評価基準日・使用資料

項目	内容
評価基準日	202X年XX月XX日
依頼者提供資料	過去3期分の売上データ、サービスサイト・パンフレット、商標使用実績一覧
業界料率データ	当事務所構築の実施料率データベース（裁判例267件、SaaS・ITサービス分野の認定料率）
公的データ	経済産業省・特許庁の公的調査報告書（最新版）

第2章 対象商標の概要と事業状況

2.1 商標の書誌事項

対象商標「ABC-PRO」は、依頼者法人が提供するBtoB業務効率化SaaSの主力サービス名として、20XX年の登録以来、現在まで継続的に使用されている。第9類（プログラム）と第42類（SaaSの設計・開発）の双方を押さえており、サービス名としての商標保護を主目的としている。

2.2 商標の使用態様と事業上の位置づけ

「ABC-PRO」はサービス名そのものであり、依頼者法人の主力プロダクトの売上の大部分が本商標を冠したサービスから発生している。BtoB領域では、サービス名の信頼性・継続性が顧客の意思決定に直接影響するため、商標の事業上の重要性は高い。

事業との一体性：本サービスは、商標「ABC-PRO」＝サービス名＝ブランドという関係にあり、商標を切り離れた事業継続は実務上困難。よって商標の経済的価値 \approx サービス売上に対する寄与分として評価することが合理的である。

2.3 売上推移と市場動向

依頼者法人の対象サービス売上は、SaaS市場の成長と顧客基盤の蓄積により、過去3期で堅調に推移している。本評価では、市場成長率と顧客解約率を踏まえた将来推計を行う。

期	3期前	2期前	前期	前期成長率
対象サービス売上	240,000千円	270,000千円	300,000千円	+11.1%

※ BtoB SaaS市場は年率5～10%の成長傾向にあるが、評価では保守性確保のため将来成長を年3%（市場平均下限）と仮定する。

第3章 評価方法

3.1 評価アプローチの選定

知的財産価値評価の一般原則に基づき、以下の3アプローチを比較検討した。

評価手法	概要	採否	判定理由
コストアプローチ（原価法）	商標出願・登録・ブランディングにかかった過去費用の積算	× 不採用	すでに収益を生む稼働ブランドでは過去費用ベースは過小評価
マーケットアプローチ（取引事例比較法）	類似商標の譲渡事例・ライセンス料率との比較	△ 補助	BtoB SaaS分野の類似取引事例は限定的・公表情報少
インカムアプローチ（RFR法）	ロイヤリティ免除法による将来収益還元	○ 採用	稼働中の収益商標として最適。判例・実務でも標準手法

3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）

RFR法は、「自社が当該商標を保有していなければ、第三者にロイヤリティを支払って使用しなければならなかったはずの金額」を算定する手法である。すなわち、商標保有による「節約できたロイヤリティ相当額」の現在価値合計が、商標の経済的価値と評価される。

$$\text{商標価値} = \sum_{t=1}^n (\text{売上}_t \times \text{ロイヤリティ料率} \times (1 - \text{実効税率})) \div (1 + \text{割引率})^t$$

3.3 ロイヤリティ料率の決定

ロイヤリティ料率は、本評価で最も評価額に影響を与えるパラメータであり、業界水準と本件の特性を踏まえて慎重に決定する。

業界水準の確認

参照ソース	分野	料率水準
当事務所 実施料率データベース	SaaS・ITサービス（裁判例認定）	3.0%～5.0%（中央値 4.0%前後）
経済産業省 公的調査報告書	ソフトウェア分野	4.0～5.0%レンジ（最新版要確認）

本件の寄与度分析

判断要素	評価
ブランド認知度	業界内では一定の認知あり、一般消費者向けではない
商品・サービスとブランドの一体性	サービス名そのもの=商標。一体性高い
顧客選択における商標の影響度	BtoB領域では信頼性の象徴。中～高
採用料率（基準シナリオ）	4.0%（業界中央値水準）

3.4 割引率と評価期間

商標は更新可能な権利であり、理論上は永続的に使用可能であるが、本評価では保守性を重視して評価期間5年と設定する。商標更新は前提とするものの、5年超の将来予測は不確実性が高いため、評価額レンジの提示に留める。

パラメータ	値	根拠
無リスク利率	約 1.0%	10年国債利回り
株式リスクプレミアム	約 5.5%	国内市場の長期実績
サイズプレミアム	約 2.5%	中小企業規模を反映
特定リスクプレミアム	約 1.0%	SaaS市場競合・解約リスク
採用割引率	10.0%	—

3.5 前提条件

- 評価期間：5年（商標更新は前提とするが、本評価期間として5年を採用）
- 実効税率：30%
- キャッシュフロー：期末発生・期末割引（保守的処理）
- 売上推移：前期300,000千円を基準に、年率3%の漸増を仮定（保守的設定）

第4章 評価の分析と結果

4.1 シミュレーション（基準シナリオ）

採用パラメータ（料率4.0%・割引率10.0%・評価期間5年・実効税率30%）に基づく5年シミュレーション結果を以下に示す。

項目（千円）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
① 売上高	309,000	318,270	327,818	337,653	347,782	1,640,523
② ロイヤリティ免除額（4.0%）	12,360	12,731	13,113	13,506	13,911	65,621
③ 税引後（70%）	8,652	8,912	9,179	9,454	9,738	45,935
④ 割引係数（10.0%）	0.909	0.826	0.751	0.683	0.621	—
⑤ 現在価値（③×④）	7,865	7,361	6,894	6,457	6,047	34,624

NPV（基準シナリオ）：約 34,600千円 ≒ 約3,460万円

留意：上記NPV算定はあくまで基準シナリオであり、評価額レンジ提示の中央値として用いる。実際の譲渡対価決定にあたっては、後述のリスク要因による調整後レンジを参照すべきである。

4.2 感度分析

シナリオ	料率	割引率	NPV（千円）
下限（保守）	3.0%	11.0%	約 25,000
採用（基準）	4.0%	10.0%	約 34,600
上限（楽観）	5.0%	9.0%	約 45,000

4.3 リスク要因の分析と調整後レンジ

調整要因	内容	評価への影響
ブランド認知度	業界内認知のみ・一般消費者向けではない	▲ 中
SaaS市場の競合	類似サービスの増加・スイッチングコスト相対的に低い	▲ 中

顧客解約リスク	BtoB SaaSの一般的な年次解約率 (5~10%)	▲ 小
商標更新の確実性	使用継続中・更新コストは低額	+ 中

調整後 評価額レンジ

金 25,000,000 円 ~ 35,000,000 円

推奨値：約3,000万円

第5章 税務・法務上の留意事項

5.1 譲渡対価の適正性

個人 → 法人への商標権譲渡においては、譲渡対価の設定が税務上の論点となる。

取引パターン	譲渡側（個人）の課税論点	譲受側（法人）の課税論点
低額譲渡（時価の2分の1未満）	所得税法59条「みなし譲渡」適用の余地（時価で譲渡したものとみなす）	差額が「受贈益」として法人税課税リスク
高額譲渡（時価超過）	給与所得課税（受領者が役員の場合）	差額が「役員給与（事前確定届出のない賞与等）」として損金不算入
適正時価	本評価書のレンジを根拠として、合理的な対価設定が可能	

5.2 権利者の課税

個人権利者の譲渡所得については、商標権の譲渡が事業所得・雑所得・譲渡所得のいずれに該当するか、保有期間・取得経緯により判定が異なる。具体的な所得区分・税額計算は、依頼者の顧問税理士にご相談いただきたい。

5.3 消費税の取扱い

本件譲渡（個人 → 法人）における消費税の取扱いは、譲渡人（権利者個人）の事業者該当性により異なる。

- 譲渡人が事業者でない個人の場合：不課税（消費税法 4条1項：「事業者が事業として」要件を充足しない）。本サンプル前提では原則こちらに該当する想定。
- 譲渡人が事業者（個人事業主等）の場合：課税対象（消費税法 4条1項・2条1項8号）。譲渡対価の10%相当額の納税義務が発生。

権利者の事業者該当性は事案により異なるため、必ず顧問税理士に確認のこと。

5.4 商標権移転登録

商標権の譲渡（一般承継を除く）は、特許庁への移転登録（商標法35条で準用する特許法98条1項1号）が効力発生要件である。譲渡契約締結後、速やかに移転登録手続を行うことを推奨する。

登録免許税：1件あたり3万円。複数区分にわたる場合も1件単位で課税。

第6章 評価の制限事項・免責

6.1 評価の制限事項

- 本評価は、依頼者から提供された資料および公開情報に基づくものであり、提供資料の真正性・完全性については検証の対象外である。
- 本評価は評価基準日時点における経済的価値の推計であり、将来の市場環境変化・技術動向・法制度改正等は反映していない。
- 本評価は商標権単体の経済的価値を算定したものであり、事業全体の企業価値や他の知的財産権を含むものではない。
- 譲渡価格の最終決定は、当事者間の交渉および顧問税理士・会計士の判断によるべきものであり、本評価書はその判断材料の一つとして位置づけられる。

6.2 評価者の独立性宣言

本評価書の作成者は、依頼者および対象商標に関連する取引当事者と利害関係を有しておらず、独立した立場で公正に評価を実施した。

6.3 免責事項

本評価書は、税務調査における是認または不是認の結果を保証するものではない。税務当局の最終判断および将来の経済環境変化により、評価結果と異なる結論が導かれる可能性がある。

6.4 評価者の記名

事務所	知育特許事務所
所在地	(実案件では事務所所在地を記載)
評価者	弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)
作成日	202X年XX月XX日

S A M P L E

別紙1 算定根拠の詳細

1. 売上高の推計根拠

過去3期実績（240,000千円→270,000千円→300,000千円）の成長率（年率約11%）と、SaaS業界の成長予測（年率5～10%）を踏まえ、保守性確保のため将来5年間の年率3%増収を仮定した。

2. 採用ロイヤリティ料率の算定

当事務所実施料率データベース（裁判例267件）から、SaaS・ITサービス分野の認定料率を抽出した結果、料率分布は以下のとおりである。

区分	下位四分位	中央値	上位四分位
SaaS・ITサービス分野	3.0%	4.0%	5.0%

本件は中央値（4.0%）を採用。理由は前記3.3の寄与度分析を参照。

3. 割引率の詳細

構成要素	値
無リスク利子率（10年国債）	約 1.0%
株式リスクプレミアム	約 5.5%
サイズプレミアム（中小企業）	約 2.5%
特定リスクプレミアム（CSRP）	約 1.0%
採用割引率	10.0%

4. NPV算定式（5年・期末割引）

$$\text{NPV} = \sum_{t=1}^5 (\text{売上}_t \times 4.0\% \times (1 - 0.30)) \div (1.10)^t \\ \doteq 34,624 \text{ 千円}$$

別紙2 出典・参照文献

1. 公的データ・調査報告書

- 経済産業省 知的財産のライセンスに関する調査報告（最新版）
- 特許庁 産業財産権制度問題調査研究報告書（知的財産の価値評価関連）
- 特許庁料金表（最新改定版）

2. 当事務所構築データベース

- 実施料率データベース：知的財産権侵害訴訟において相当実施料率が認定された判例 267件を分類・集計したもの。技術分野別・規模別・取引形態別の検索が可能。

（参照した個別判例の詳細リストは、実際の案件評価書に付属する形で別途提供している。本サンプルでは省略する。）

3. 依頼者提供情報

- 対象事業の売上推移データ（直近3期分）
- 対象商標に関するブランド使用実績・サービス概要

4. 関連法令

- 商標法（昭和34年法律第127号）
- 所得税法（昭和40年法律第33号）
- 法人税法（昭和40年法律第34号）
- 消費税法（昭和63年法律第108号）

本サンプルについて：本評価書は、弊所の評価書フォーマット・分析手法をご理解いただくためのサンプルであり、すべての数値・固有名詞は架空である。実際の評価書は、ご依頼案件の事業実態・商標の特性・取引形態に応じて個別に作成する。複数商標の一括評価、海外商標を含む案件等については、別途お問い合わせいただきたい。

エグゼクティブサマリー

調整後 評価額レンジ

金 25,000,000 円 ~ 35,000,000 円

推奨値：約3,000万円

区分	料率/割引率	NPV (千円) リスク調整前	位置づけ
下限 (保守)	3.0% / 11.0%	約 25,000	料率業界下位水準・割引率上振れ
採用 (基準シナリオ)	4.0% / 10.0%	約 34,600	業界中央値水準・本件寄与度反映
上限 (楽観)	5.0% / 9.0%	約 45,000	料率業界上位水準・割引率下振れ

調整後 評価額レンジ (上記) について：上記NPVはリスク調整前の生算定値である。本評価ではリスク要因 (ブランド認知度・SaaS市場の競合・解約リスク等) を踏まえた「調整後 評価額レンジ：2,500万~3,500万円 (推奨値：約3,000万円)」を最終結論とし、譲渡対価決定の参考とする。

本サマリーの読み方：本評価額は、対象商標「ABC-PRO」の事業収益規模 (年商約3億円・SaaS) と業界料率水準 (中央値4.0%) を踏まえた「個人→法人 譲渡型」の単一商標標準ケースの試算である。複数商標の一括評価、海外商標を含む案件、ライセンス取引前提の評価等では、評価額算定方法・レンジが大きく異なる。詳細な前提・算定過程は第3章以降を参照。

主要前提	値
採用評価手法	ロイヤリティ免除法 (RFR法)
採用ロイヤリティ料率	4.0% (業界中央値水準)
割引率	10.0% (無リスク+RPプレミアム+サイズ+CSRP)
評価期間	5年 (経済的耐用年数として保守的設定)
取引形態	個人 → 法人 譲渡

S A M P L E